

○ がんの標準的な診療を担う医療機関

県が実施した調査において、次の項目を満たすと回答した医療機関をがんの標準診療機能を担う医療機関として位置づけた。

〈選定要件〉

- ① がんについて、関係専門学会などが作成した診療に関するガイドライン等に則した診療が実施できること
- ② 診断・治療に必要な検査が実施できること（他の医療機関と協力して確実に実施できる場合も含む）
- ③ 生検を自分の施設で実施し、病理診断ができること（病理検査については、他の医療機関と協力して確実に実施できる場合も含む）
- ④ 手術療法または化学療法が実施できること（他の医療機関と協力して確実に実施できる場合も含む）
- ⑤ モルヒネなどを用いて、がん性疼痛などの身体・精神的症状の緩和ケアが実施でき、原則として緩和ケアを実施する者は拠点病院等が実施する緩和ケア研修会に参加して、緩和ケアに関する基本的な知識と技能を習得していること
- ⑥ がんの専門的診療機能や在宅療養支援機能を有する医療機関等との診療情報や治療計画を共有した連携ができること
- ⑦ 専門的ながん治療を受けた患者に対して、がんの地域連携クリティカルパスを用いるなどして、再発の有無の継続観察等、治療後の支援をおこなうことができること
- ⑧ 患者や家族に対する相談支援体制が確立されていること
- ⑨ がん患者が入院できる病床がある、又は、連携している他の医療機関にがん患者の入院を依頼することができること
- ⑩ 地域がん登録への協力ができること
- ⑪ 機能別医療機関のポスター掲示が可能であること